

### ~ 後期高齢者医療の被保険者の皆様へ ~

## 医療費が高額になる場合は

# 「限度額適用認定証」

をお使いください。



### Q1 「限度額適用認定証」とは?

A 医療機関等の窓口での支払額が自己負担限度額までになります。

後期高齢者医療制度に加入している方が、ひと月に病院や薬局などの窓口で高額な医療費を支払った場合は、あとから自己負担限度額を超えた額が支給されますが、「限度額適用認定証」を病院や薬局等の窓口で保険証と一緒に提示すると、窓口での支払額が自己負担限度額までになります。

### Q2 どこで、どうしたらもらえるの?

- A 市役所(福祉医療課)か、市内地区市民センターで申請してください。
  - ※初回のみ申請が必要です。その後は所得区分に変更がなければ、手続きの必要 はありません。(自動更新されます。)
- ●申請した月の初日から適用されます。
- ●下表の申請欄が「不要」に該当する方は、保険証の提示だけで支払額が自己負担限度額 までになります。

自己負担割合	対 象 者	申請
3割	同じ世帯に住民税課税所得が 690 万円以上の被保険者がいる方	不要
	同じ世帯に住民税課税所得が 145 万円以上 690 万円未満の被保険者がいる方	必要
2割		不要
1割	住民税課税世帯で3割・2割負担にあてはまらない方	不要
	住民税非課税世帯の方	必要

※オンライン資格確認を導入している医療機関等でマイナンバーカードを保険証として利用する場合は原則として、申請の必要はありません。

お問合せ:鈴鹿市 福祉医療課 後期高齢者医療グループ 電話(059)382-7627(直通)

(市外にお住まいの方は、お住まいの市町村へお問い合わせください。)